

農地の異動・組合員の変更がある場合は、『組合員資格得喪通知書』の届出をお願いします。

農地の異動・組合員の変更がある場合は、法務局若しくは農業委員会等の手続きが完了しても、日野川流域土地改良区の土地原簿は変更されません。

日野川流域土地改良区の土地原簿は、『組合員資格得喪通知書』（裏面に記入の上提出）の届出に基づき変更しますので、下記のような場合は必ず届出て下さい。

- 土地の所有権（売買、相続等）
- 耕作権の異動（利用権の設定等）
- 組合員の変更（組合員の死亡、農業者年金受給による経営移譲等）
- 住所変更等

組合員資格得喪通知書（耕作者・所有者異動に伴う届出）

下記事項により組合員資格が得喪したので、土地改良法第44条第1項の規定により通知します。

令和 年 月 日

現資格者 〒 520-2531  
住 所 竜王町大字山之上5775番地  
氏 名 日野川 一郎 印

新資格者 〒 520-2531  
住 所 竜王町大字山之上5775番地  
ふりがな ひのがわ たろう  
氏 名 日野川 太郎 印

生年月日若しくは 西暦 1974年 10月 10日  
設立年月日  
性別  男性  女性 いずれかに○をして下さい  
電話番号 0748 - 57 - 1717

印鑑は認印で結構です。  
・現資格者が死亡の場合は、  
氏名等代筆 印鑑不要です。

日野川流域土地改良区  
理事長 西田 秀治 様

該当する筆を記入してください。

1. 資格得喪の対象たる土地

市町名	町・大字	小字	地番	地目	用途	地積 m <sup>2</sup>	所有者	備考

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因 異動原因に○をして下さい。（耕作・所有 両方の異動を伴う場合は両方に○をして下さい）

耕作者の異動 ① 耕作の異動

所有者の異動 いずれかに○をして下さい

① 売 買 ② 贈 与 ③ 相 続（死亡のため・高齢などのため）

④ 農業者年金受給のため その他（ ）

(2) 時 期 令和 年 月 日

※土地改良法第43条の規定に基づき、新資格者が権利義務を承継することから、対象となる土地に滞納賦課金がある場合については、滞納金も承継することになります。

原因について、該当するものに○をして下さい。  
耕作・所有 両方の交替が伴う場合は耕作者・所有者両方に○をして下さい。

届出・問い合わせ先  
日野川流域土地改良区  
〒520-2531  
滋賀県蒲生郡竜王町山之上5775  
TEL 0748-57-1717  
FAX 0748-57-1718